

○薬種商販売業の認定試験について

(昭和四十一年九月一三日)

(医第一八七五号)

(厚生省薬務局薬事課長あて秋田県厚生部長照会)

薬事法第二十八条第二項に規定する薬種商販売業の試験の施行について、左記のとおり疑義を生じたので、至急ご教示願いたく照会します。

記

試験の施行については、昭和三十六年二月八日付薬発第四四号薬務局長通知「薬事法の施行について」の第六の2の(5)イにより試験方法の特例を認めることができる者に係る場合を除き、当該都道府県の状況に応じ、適当の時期に一括して施行するものとされており、当県においては、諸般の状況を考慮し、隔年ごと一括施行しているところであるが、本年五月に施行した試験に合格できなかった者から数か月後に再び薬種商販売業の許可の申請がなされた。

このことに関し、次の各項についてご教示願います。

- 1 適当の時期とは、試験を定期的実施するとすればその間隔は何年か、或は何か月ぐらいが適当か。
- 2 県において二か年ごとに実施するとの方針のもとに実施してきたものを、申請者数名が同時に申請し、試験の実施方を要請した場合、二か年ごとの定期以外に試験を実施しなければならないか。
- 3 単独に申請がなされ、試験(随時の)の実施を要請された場合、一括試験を理由にこれを却下することができるか。できるとすればその根拠。
- 4 薬種商販売業の許可申請が強行して提出された場合、一括試験施行のため、この申請を長期間保留することは、行政不服審査法の不作為行為に該当しないか、もし該当するとすれば保留できる期間はどのくらいか。

(昭和四二年六月一日 薬事第九一号)

(秋田県厚生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

昭和四十一年九月十三日医第一八七五号をもつて照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十八条第二項は、薬種商販売業の許可は、申請者がその業務を行なうにつき必要な知識経験を有するかどうかの試験を行なつたうえで与えると定めているので、許可の申請のつどこれを行なうのが建前であるが、昭和三十六年二月八日付薬発第四四号薬務局長通知「薬事法の施行について」第六の2の(5)イは、許可の申請がひんぱんに行なわれる場合における申請者の便宜と問題の作成やその実施等の事務費とを比較考慮するとき、ある程度の期間内の申請者について一括して試験を行なうことが適当であることをうたつたものである。したがつて、ある者から許可の申請があつた場合、近いうちにその他の者から許可の申請があることを予想して試験実施を保留することは許されるとしても、適当な期間を経過しても他から許可の申請がないときは、その申請者一人についてだけでも試験を行なうべきである。

行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)との関係では、その申請者は、処分の保留について不作為を理由とする不服申立てを行なうことができるが、当該保留が前記期間内のものであれば、問題とならないものと思料する。